

川辺町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度から令和11年度)

令和8年2月

川辺町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領に於いて示されている理念の実現に向けてより良い教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、および文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

川辺町で働く教職員の時間外在校等時間、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教職員の業務量、健康確保の適切な管理を行うものである。

(2) 川辺町の現状

ア 川辺町では、学校の教職員の在校等時間の上限を定める方針として、「川辺町立学校教育職員の業務の量の適切な管理その教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ これまでの取り組みとして、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化や出勤簿の押印廃止など、様々な取り組みを実施した。

ウ こうした取り組みの結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	平均値	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月37.4時間	34.8%	1.0%
中学校	月44.4時間	45.6%	6.5%

エ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が40%以上と多くなっている。特に中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、都活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

オ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内令和6年度の値】

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【15日】

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%まで減少させる。【5.7%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度とし、1年ごとに部分的に更新していくこととする。

※政府の令和11年度までに教職員の1カ月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する目標にあわせることとし、次回更新時は令和11年度とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・川辺おどり花火大会等の夜間見回りは、川辺町青少年育成町民会議の担当委員会で行っている。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。ただし、学校外、夜間の生徒指導事案であっても、児童生徒の今後の成長、更生のために教職員は親身になって指導・援助する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・給食費は公会計であり、給食センター職員が給食管理システムにより徴収事務を行っている。
- ・その他の徴収金(学級費、PTA会費等)については、今後徴収方法を検討する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・すべての学校、校区において地域学校協働活動が展開されるよう進める。
- ・地域講師として授業に参加してもらい、地域教材の専門的な指導が受けられるよう進める。
- ・学校と地域学校協働活動推進員との連絡調整は、担当者だけに責任や負担が集中しないように適切に役割分担する。

⑤ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等に学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、教育相談ダイヤルの周知徹底を図るとともに、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となって行う。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・職員による学校プールの管理については、B&G 海洋センターの使用や民間事業者等への委託を検討する。

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫ 校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑬ 部活動

- ・令和7年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を終えた。令和8年度以降は、平日の部活動についても、地域展開を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

⑮ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する学習支援員、スクール・サポート・スタッフを全校に配置する。

- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

⑯ 学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。

⑰ 進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフ等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

⑱ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・専門スタッフと児童生徒・保護者と相談体制の充実

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。

ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて医師による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対し

て取得を促進する。

力 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、川辺町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り。指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目において協力を得られるように取り組む。